

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2420号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>












# 全国町村長大会ひろく

全国町村長大会は、11月27日、東京・渋谷のNHKホールで、全国から参集した町村長と町村関係者等約3,200名が出席して開催された。

今回の大会は、市町村の合併論議が進む中、合併しない小規模市町村の権限を縮小する案が取りざたされるなど、町村にとって存立基盤そのものを揺るがすような憂慮すべき状況にあって、全国の町村長が一致団結し、存亡を賭けた運動を展開する契機とするために開催したものだ。強制的な市町村合併や小規模市町村の切り捨てに反対する緊急重点決議を行い、町村長全員がこれらのスローガンを掲げた帽子を着用して参加、現在の国の合併の進め方に強く反発した。大会では、緊急重点決議の他、10項目の決議と44項目の大会要望も採択。また、全国町村会に設置した「町村の新しい自治制度に関する研究会」の中間報告『いま町村は訴える』と題した冊子を配布し、町村の深刻な状況を訴えた。

# 全国町村長大会特集 目次

	強制合併反対などの緊急重点決議等を採用	.....3
	全国町村会長あいさつ	
	全国町村会長 山本文男 山積する諸問題解決に向け強力な活動を展開	.....4
	来賓あいさつ	
	内閣総理大臣 小泉純一郎 町村の自己裁量権拡大のための環境整備に取り組む	..... 6
	衆議院議長 綿貫民輔 豊かさを実感できる地域社会の実現を期待	..... 8
	参議院議長 倉田寛之 活力ある地域社会実現のために尽力を	..... 9
	総務大臣 片山虎之助 地域の発展のための改革に全力を尽くす	.....10
	全国町村議会議長会会長 安原保元 強力な連携のもとに積極的な運動を	.....12
	大会来賓氏名	.....14
	決議 = 宮城行政部会長・遠藤財政部会長・唐沢経済農林部会長朗読	.....16
	緊急重点決議 = 児玉副会長朗読	.....18
	宣言 = 田中副会長朗読	.....19
	司会者・議長団の各役員	.....20
	閉会あいさつ = 齋藤副会長	.....20
	全国町村長大会要望	.....21

〔活動〕 地方税財源充実確保全国大会を開催 = 地方六団体..... 41

〔活動〕 介護保険制度と固定資産税で緊急要望 = 全国町村会..... 43

## 全国町村長大会

# 強制合併反対などの緊急重点決議等を採択

全国町村会は、十一月二十七日、正午から東京・渋谷のNHKホールで、全国二、五四二の町村長と都道府県町村会関係者および小泉内閣総理大臣、綿貫衆議院議長、倉田参議院議長、片山総務大臣など約三千二百人が出席して開催された。

大会は、針ヶ谷照夫（群馬県板倉町長）、水谷岩雄（兵庫県山東町長）、丸山勇三（愛媛県双海町長）の各氏の司会で進められ、はじめに山本文男会長（福岡県添田町長）があいさ



つに立ち、「今、町村自治は存亡の危機にある。町村がその役割を十分に果たせなくなるようになれば、地域の発展はなく、国の発展もありえない。我々二、五四二の町村長は、その信念のもとに行政運営に積極果敢に取り組むとともに今後とも一致団結して、山積する諸問題の解決に向け、国等に対し強力な要請活動を展開していく所存である」とあいさつ。

続いて来賓あいさつに移り、小泉内閣総理大臣は、「自己改革欲を尊重しながら、国としても皆さんの自己裁量権が拡大するよう環境整備に中央政府として懸命に取り組んでいきたい。地域の発展なくして国の繁栄はないという観点から、地域が個性ある、特色ある地域として発展できるように皆様方のご健闘を心から期待する」と述べた。

続いて綿貫衆議院議長、倉田参議院議長、片山総務大臣、安原全国町村議会議長がそれぞれあいさつ。このほか衆参両院の国会議員二七四名（代理を含む）を来賓に迎え、本人出席者を紹介した。

ついで大会議長団に北林孝市（秋田県上小阿仁村長）、青木國太郎（東京都日の出町長）、西平秀夫（石川県田鶴浜町長）、岩谷義夫（島根県旭町長）、佐藤宏史（徳島県穴吹町長）の五氏を選出し、議事に入った。

議案について、町村行財政をめぐる諸問題のうち、大会運営委員会で決定した「地方税財政基盤の確立」など一〇項目の決議案を付議。宮城篤実行政部会長（沖縄県嘉手納町長）、遠藤一郎財政部会長（千葉県富浦町長）、唐沢彦三経済農林部会長（長野県小布施町長）が朗読し、採択された。引き続き、特に重要な案件である「市町村合併」「小規模市町村」「町村税財源」「地方交付税」に関する四項目の緊急重点決議案を付議し、児玉更太郎副会長（広島県高宮町長）が朗読し、これも満場一致で採択。さらに、四四項目の大会要望も一括採択された。

そのため田中幸雄副会長（岐阜県垂井町長）が「我々町村長は、直面する様々な課題に対して積極果敢に取り組み、困難をのりこえ、地域に暮らす住民が幸せを享受できる社会の実現に全力を尽くすことを誓う」と宣言を朗読、満場の拍手で採択、決定された。

これらの決議、要望を実現するための実行運動方法については、全国町村会に設置する政府予算対策本部を中心に有効適切な方法で行うこと、また町村長は各都道府県ごとに地元選出国会議員、政府要路に実行運動を行うことを決めた。

最後に齋藤和夫副会長（茨城県関城町長）が閉会のあいさつを述べ、同副会長の発声で全国町村長大会の万歳を三唱。一時二〇分に閉会した。

大会終了後、正副会長が記者会見を行い、報道関係者との質疑応答の中で、山本会長は、今後予定している運動として、来年二月に全国町村議会議長会と合同で町村の自治権を守るための大会を開催することや、市町村合併や小規模市町村等について国の議論に対する全国町村会としての対策を打ち出してゆく方針であることを述べた。





会長あいさつ

# 山積する諸問題解決に向け 強力な運動を展開

全国町村会長 山本文男

去る十一月二十一日、高円宮憲仁親王殿下におかれましては、お亡くなりになられました。

挨拶に先立ち、謹んで心から哀悼の意を表します。

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、小泉内閣総理大臣、綿貫衆議院議長、倉田参議院議長、片山総務大臣、全国町村議会議長会長並びに国会議員の諸先生におかれましては、政務極めてご多端の折にもかかわらず御臨席を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長各位におかれましては、本大会のため遠路ご参集をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

小泉内閣総理大臣をはじめ政府におかれましては、国際平和の実現や

北朝鮮による拉致事件の早期解決といった国際問題と国内に山積する諸問題の対応に、更なるご尽力を頂きますようお願い申し上げます。

私ども町村長といたしましても、町村の立場から協力できるところについては、惜しみない協力をいたす所存でございます。

さて、皆様、私達は今、スローガンを掲げた帽子を着用し、一同ここに参集しております。

町村行政の責を担う私達に、日々、去来する思いは、合併がこのままの形で強行されていけば、また、人口が少ないということのみをもつて町村の権限が制限・縮小されるようなことになれば、一体、地域社会はどうなってしまうのか、本当に地域住民の福祉が守れるのか、自然環境や国土の保全ができるのか、

といった言い知れぬ不安であり、憤りではないでしょうか。

まさに、今、町村自治は存亡の危機にあると言えます。

本日の大会は、全国の町村長の総意のもと一致団結して、この難局に立ち向かっていく大会にしたいと考えております。

皆様方のご理解とご協力を切にお願いいたします。

まず、合併の進め方と小規模市町村論についてであります。

最近の国の政策は、あまりにも市場原理や財政効率の追求、さらに規模の拡大に重きを置き過ぎているように感じてなりません。

合併問題は、地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活にとって大きな影響を及ぼす最重要事項であります。

全国の町村は、歴史的な経緯や文化、風土がそれぞれ異なっており、合併の是非は何よりも関係町村の自主的な判断によって決定すべきであります。

分権型社会の理念は自己責任・自己決定ということであり、また、合併特例法自体も自主的合併を標榜しているではありませんか。

合併を強制するようなことは絶対あつてはならないと考えます。

また、関係各方面で、一定の人口規模に満たない市町村の権限を制限・縮小したり、他の基礎的自治体へ自動編入する等、町村の存立さえも否定する議論がなされております。

このことは、地方自治の本旨、地方分権の理念に照らしても相反するものであり、今日まで町村が果たしてきた役割を全く評価せず、また明確な根拠も示さないまま、町村が小規模なるがゆえに能力がないと一方的に決めつけ、人口規模の小さい町村を切り捨てるといった横暴極まりなきもので、絶対に容認することはできません。

一方、停滞を続ける経済による税収の落ち込み、累次の経済対策の実施等によって、町村の財政事情は一段と厳しさを増しております。

しかも、過日提出された地方分権改革推進会議の意見では、三位一体で進められるべき改革が国庫補助負担金の廃止・縮減に言及しつつも、税源移譲による財源措置が明確に示されておらず、単なる地方への負担転嫁であると言わざるをえません。

税源移譲の実現や町村の基幹税目

である固定資産税の安定的確保等によって地方税財源の拡充強化をはかることは申すまでもありませんが、とりわけ地方交付税は、税源の偏在による財政力の格差の是正や一定水準の行政サービスの確保をはかるために、必要不可欠であります。

最近における地方交付税の財源保障機能の見直し論などは、地方行政運営の基本的な仕組みを認識しない論外な議論であり、地方交付税制度の持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要な総額を確保することが、町村財政の今後の運営に最も重要であると考えます。

町村が、その役割を十分に果たせなくなるようになれば、地域の発展はなく、国の発展もありません。

我々二、五四二の町村長は、その信念のもとに、行政運営に積極果敢に取り組むとともに、今後とも一致団結して、山積する諸問題の解決に向け、国等に対し強力な要請活動を展開していかねばならないと考えております。

本大会が所期の成果を収めることができましよう、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。私のご挨拶いたします。



来賓あいさつ

# 町村の自己裁量権拡大のための 環境整備に取り組む

内閣総理大臣 小泉純一郎

本日は全国からご苦労さまでございます。ただいま山本会長からお話がありましたように、皆さん方は、いわば村長（むらおき）といえますか、地域の責任者として日々住民の皆さん方と苦楽を共にしながら、どのようにして日常の生活環境を良くするか心を砕いておられると思います。そういうご努力に対し、心から敬意を表したいと思います。

今、国としても、補助金の問題、交付税の問題、そして税財源の問題、この問題を一体的に考えながら改革をしていかななくてはなりません。さらに、地方にもっと裁量権を与えるべきだと山本会長のあいさつにもありましたように、自己決定権、自己責任の観念が必要であると、お話のとおりだと思います。

廃藩置県前の明治維新時代においては、聞くところによると、村という一つの自治体が約七万くらいあったそうです。それが戦前には約一五五万五千になって、大戦後はご承知のとおり約三千二百になっております。

今、国としましては、一つの地域の単位として千くらいを目指してどのように改革をすべきかを検討しています。考えてみますと明治前後の時代におきましては、北海道や九州から京都、江戸に上って来るといことは、今の我々現代人にとってニューヨークやロンドンに行くよりも意識的には遠い感覚を持たれたのではないかと思います。交通の手段、輸送機関、大変な思いで藩から藩へ移動していたことと思います。

今、地球も狭くなりました。我々は気軽に海外に行ったり来たりして



おります。あるいは日本国内で東京から九州、沖縄、北海道と日帰り移動するのはそんなに珍しいことではありません。ある場合には海外でも日帰りで行ったり来たりしています。

こういう中であって今日の新しい時代に対応できるような改革が必要だと思います。ここに、「切り捨てるな小規模市町村」「強制するな町村合併」とありますが、確かにそのとおりだと思います。しかし、今の規模で本当に皆さんが自主的に税財源を維持できるのか。自己決定権のもとにいろいろな福祉サービスなどの公共サービスをできるのか。現在のままに交付税を堅持して地方の自主権が拡大するのでしょうか。

私はそうではないと思います。だからこそ、交付税、補助金、税財源を一体で考えなければなりません。地方に自己決定権、裁量権を与えるのであれば、税率を決めるのも県議会なり市町村議会がもつと裁量権を得ていいと思います。いちいち税率を決めるのに中央まで陳情に来る必要はないのです。

そういう意味で私は来年度予算編成の中で、片山総務大臣にも指示し

ておりますが、地方交付税、補助金、税財源の改革を三位一体で進められるような案を出してくれ、同時に地方の自主裁量権を拡大する方策を考えてくれということで、今その回答を待っているところです。

片山大臣も精力的に検討しています。何とか来年度予算において、将来少しでもその方向に向かって努力できるような芽を出していきたいと思えます。

非常に難しい情勢です。何よりも大事なのは現状では地方の裁量権も税財源も住民に対する公共サービスも十分に行き届くとは思っておりません。自己改革欲を尊重しながら、国としても皆さんの自己裁量権が拡大するよう環境整備に中央政府としても懸命に取り組んでいきたいと思えます。

どうか皆さん方のご指導、ご協力を賜るようお願いするとともに、今後とも地域の発展なくして国の繁栄はないという観点から、地域が個性ある、特色ある地域として発展できるように皆様方のご健闘を心からご期待申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。

本日は本当にご苦労さまでした。





来賓あいさつ

## 豊かさを実感できる

# 地域社会の実現を期待

衆議院議長 綿貫 民輔

本日ここに、全国町村長大会が開催されるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃、地方自治の伸展と住民福祉の向上のため、地域住民とともに、不断の努力を続けている全国の町村長の皆様方に心から敬意を表します。

一昨年に、「地方分権一括法」が施行されてから、町や村には、「国の機関」としてではなく、「住民の代表」という立場から、住民主導の个性的で総合的な行政を推し進め、地域社会に一層の活力と発展をもたらすことが強く求められております。

多極分散型・地方分権型社会へと転換していく中、自治体は、従来から抱えている少子高齢化社会への対応、財政基盤の悪化、過疎

化などの問題に加え、住民基本台帳ネットワーク・システムの運用、地域ITの推進といった新たな課題にも的確に対応していく必要があります。

町村長の皆様は、「自己決定」と「自己責任」の原則に基づく地域行政の責任者として、広範で多岐にわたる諸問題に先頭に立つて取り組まねばならず、以前にも増して重要な責務を担うこととなりました。

どうかご列席の皆様方におかれましては、本大会を契機に決意を新たにされ、住民が誇りと愛着を持ち、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会を実現するため、更なるご尽力をお願い申し上げます。私の挨拶といたします。





来賓あいさつ

# 活力ある地域社会実現のために尽力を

参議院議長 倉田 寛之

全国町村長大会の開催にあたり、参議院を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

地域住民に最も身近な自治体である町村の役割の重要性につきましても、計り知れないものがございませう。本日ご列席の皆様は、町村における行政の最高責任者として、地域住民のため、日夜ご尽力をいただいております。皆様方の並々ならぬご労苦に対し、まずもって、深甚なる敬意を表する次第であります。

経済の停滞や厳しい財政状況の下、我が国は、大きな転換点を迎えております。二十一世紀を真の「地方の時代」と位置付けるとともに、地方主権の確立を目指して、住民の一人一人がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた分権型社会を構築することが喫緊の課題と

なっております。今回の大会において、ご列席の皆様が真剣に議論を交わされ、総意を結集されることは、極めて意義深いものと存じます。

参議院においては、二院制の下における「補充」「抑止」「均衡」という使命と役割を果たしながら、関係委員会の審議を通じまして、活力ある地域社会の実現のため引き続き全力を尽くしてまいります。

結びに、これまで地方自治を支え、発展に寄与されてこられた皆様の日々のご努力に、改めて衷心より敬意と謝意を表します。

本日の大会のご成功と全国町村会の一層のご発展、併せて、山本文男全国町村会長の下ご列席の町村長の皆様のご更なる活躍とご健勝を心よりご祈念申し上げます。ごあいさつといたします。



来賓あいさつ

# 地域の発展のための 改革に全力を尽くす

総務大臣 片山 虎之助

本日お集まり頂いた全国の町村長さんは、地方自治の第一線で大変なご奮闘をされており、謹んで敬意を表したいと思います。

現在、臨時国会では来年度の予算編成、税制改正についての大議論が行われております。先だって本年度の補正予算が決まりました。本年度は国と地方合わせて三兆円を超える税収が不足します。今、予算を組んでいるよりも、あるいは地方では地方財政計画で計上しているよりも、四兆円に近い穴があくわけです。また地方税の減収が試算によると、一兆二、三千億から一兆四、五千億になる。さらに国税が減ります。地方交付税は国税五税の一定割合という規定ですから、これが八、九千億円と大変な減収になります。このような税収減と交付税の減額のみで公共事業をやっていくか、なければなりません。私は、閣議でも経済財政諮問会議でも、年度途中で、公共事業の大半は地方がやるのだから、国が責任を持たなければならぬと、また地方交付税

や地方税も従来からの補填のルールがあるのだから、これを基礎に十分なことをしなければならぬと言っております。是非そういう努力をしていきたいと思っております。

来年度の当初予算では、税源を国から地方に移してもらい、その流れで国の補助金や負担金を整理し、地方交付税の見直しをする三位一体の改革をやることにより、地方の自主財源を増やすことがどうしても必要です。国の補助金を頼みにして、交付税については一生懸命陳情するというだけでは、いつまで経っても本場の地方の自立、自治ということにはならないのではないかと思います。国税と地方税の税収の割合は国六対地方四です。しかし、実際には地方が六〇%以上使っているのです。二〇数%は国からの補助金、負担金、交付税ですから、せめてこの税の配分を五対五にしたい。そして国の補助金、負担金も、必要度の低いものは廃止し、交付税も見直していく。不交付団体が三千三百団体のうち百五団体

しかないという税源の在り方でいいのか。経済力のある地域は税収で、ないところは交付税でやるんだと、私はいま言っているわけですが、これにはかなりの抵抗があります。税源移譲については、財務省が死にもぐるいで国の税を守ろうとし、また補助金、負担金の整理合理化については、各省が今までの権益や、予算を減らさないために絶対守ろうとします。しかしこれを実行しないといつまでたつても新しい段階の地方自治、地方分権には進まないと思っておりますので、このことは国の骨太の方針の中にも書いております。一年かかって計画を作り、それを三、四年でやっていく。来年度の予算から芽を出して、緒につけるということです。なかなか大変ですが、ぜひ頑張つて参りたいと思っております。

市町村合併についてですが、総理から話もありましたように、我々は自主的な合併だと言っているわけです。自主的な合併であり、強制するつもりは全くない。ただ、自主的と言えば、自分が中心になるということです。自分のことだけ考えたり、狭い自分の市町村だけを考えずに、広い地域の将来を考えてもらいたい。自主的の自主はそういう意味なんです。自分の町村のことを考えながらも、将来のより大きな地域社会のあり方を考え、いろいろご検討賜り、ご決定賜りたいと思っております。

合併特例法の期限まであと二年半にな

りました。我々は合併特例法が切れても合併はずっと続くと思っております。ただ、合併特例法の優遇措置をエンドレスで続けていくわけにはいきませんから、平成十七年の三月までの措置ですが、合併は今後も続くものと考えています。市町村が自らの規模を決めていく、拡大していくということは、引き続きやってもらいたいと思っております。

こうした合併が進む中で、地方制度調査会や自民党のプロジェクトチームでは、合併が進んだ後の、基礎的な自治体である市町村のあり方についての議論が始まっております。小規模な町村を切り捨てるなどということは全く考えていません。いろいろな提案がありますが、最終的にどのように決めるのかは、当事者である皆さんの意見を無視して決める訳がないのです。全国町村会の意見をしっかりと聞いて、その上でどういう制度をつくってゆくかを決めてゆくつもりです。しかし、現在四百万の市から数百人の村まであるのですから、一律の市町村制度がいいのかどうかは考えなければなりません。諸外国の多様な市町村制度を視野に入れながら考えてゆくべきです。しかし、責任を持って毎日奮闘している皆さんの意見を聞かずに決めることはありません。

また現在はＩＴ化が急速に進んでおります。是非、電子自治体というものを考えていただき、各種手続の情報化を進め、ＩＴ化、電子化を実現していただき

たい。例えば、市町村や都道府県、国の役所に対する届出を全部オンラインで自宅や職場からできるようにしてゆきたい。役所に行き手続をとったり、添付書類が必要であったり、そういうことをなくしてゆきたいと考えております。しかし実施するには、市町村が単独でやるには、コストや時間がかかり、専門家もいないため、できるだけ共同で、セキュリティやプライバシー保護を考えながら、進める必要があると考えます。

これによって行政の仕組みを簡素化し、業務改革、行政改革をやっていただく。それとともに住民サービスを向上させ、できればＩＴの関連企業を地方にも根付かせていきたい。今は全部東京に一極集中していますが、今後ＩＴ化が進めば地方からも情報を発信できますから、地方にもＩＴ関連企業を興して育成していくということが必要です。私はその一つの突破口として電子自治体をぜひ実現したいと思っております。その他税制については、固定資産税をしっかりと守っていきます。

今後とも全国町村会とタイアップして、皆さんの意向を体しながら物事を進めていきたいと考えております。地方が元気になるければ国の元気はないのです。地方が変わらなければ国が変わるわけがない。私はそういう精神で今後とも皆さんとともに頑張つてまいりますので、どうか全国町村会も一層のご奮闘をされますように心からお祈り申し上げます。ご挨拶いたします。





来賓あいさつ

# 強力な連携のもとに積極的な運動を

全国町村議会議長会会長 安原 保元

本日ここに、「全国町村長大会」が、かくも盛大に開催されるに当たり、全国の町村議会議長を代表して、一言お祝いの挨拶を申し上げます。

先ず、本日お集まりの町村長の皆様方におかれましては、それぞれの町村の長として重責を担われ、地域社会の発展と住民福祉の向上に日夜献身的に取り組んでおられますことに対し、心から敬意を表しますとともに、平素から私ども全国町村議会議長会の活動に格別のご理解・ご支援をいただいておりますことに対し、この場をお借りして改めて深く感謝申し上げます。

さて、ご案内のように、第二十七次地方制度調査会は、現在、市町村合併後の基礎的自治体のあり方を審議いたしておりますが、去る十一月一日、専門小委員会において、副会長の私案が提出されたところであります。すなわち、将来は町村を無くし、市をもって基礎的自治体にしていくとの前提の下

に、平成十七年四月以降、第二次合併推進運動を展開し、それでも合併に至らなかった町村については、ある人口規模未満の団体にあつては、合併が都道府県への垂直補完の選択を義務づけ、あるいは、他の団体への編入を強制するというものであります。また、自由民主党の「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」も、人口一万人未満の町村については、その業務を窓口事務に限定するものとする中間報告をまとめたところであります。しかし、これらは、全く我々町村の自己決定権を無視するものであり、憲法上の地方公共団体としての地位を町村から奪つもので、絶対に認めるわけには参りません。

これらの検討案を目の前にしたとき、町村の六割にも及ぶ人口一万人未満の町村は、いや応なく合併に追い込まれてしまうのではないかと危惧されるのであります。今や、町村は危

急存亡の時にあります。九月には貴全国町村会と我が全国町村議会議長会の正副会長は、この認識の下、意見交換の機会を持ち、今後、合同で運動を展開していくことを決めたところであります。

一方、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方に関する三位一体の検討」を委ねられていた地方分権改革推進会議が、我々の期待に反し、「税源移譲」には全く触れない「意見」を提出したことは、まことに遺憾と言わざるを得ません。地方分権改革を財政面で支えるためには、「税源移譲」は不可欠であります。と同時に、財政構造改革のためにも重要な要素であることは言うまでもありません。

我々全国町村議会議長会は、去る十一月二十日、全国大会を開催し、只今申し上げました重要事項について特別決議を行い、強力な実行運動を実施したところであります。

どうか、町村長の皆様方におかれましては、今後とも町村議会議長と十分に連携を密にし、積極的に運動を展開していただきたく、お願いを申し上げます。

終わりに、この大会が多くの成果を挙げられますとともに、全国町村会の今後益々のご発展とご出席の皆様方のご健勝・ご活躍をお祈りし、ご挨拶とさせていただきます。



# 全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員(来賓あいさつをされた内閣総理大臣等を除く)の先生方が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は二七四名(本人出席者八六名)衆議院議員三九名・参議院議員四七名、代理出席者一八八名(衆議院議員一三九名・参議院議員四九名)でした。来賓の方々のお名前は次のとおりです。(敬称略 順不同)

## 本人出席者

(衆議院議員)

(三九名)

(小選挙区)  
 金田英行 北海道  
 佐々木秀典 "  
 鉢呂吉雄 "  
 三村申吾 青森  
 伊藤信太郎 宮城  
 小淵優子 群馬  
 小島敏男 埼玉  
 山口泰明 "  
 稲葉大和 新潟  
 栗原博久 "  
 瓦 力 石川  
 高木 毅 福井  
 武藤嘉文 岐阜  
 岩永峯一 滋賀  
 小西 理 "  
 渡海紀三朗 兵庫  
 田野瀬良太郎 奈良  
 石田真敏 和歌山

## 参議院議員

(四七名)

栗屋敏信 広島  
 平岡秀夫 山口  
 山口俊一 徳島  
 木村義雄 香川  
 荒巻隆三 福岡  
 北村誠吾 長崎  
 岩屋 毅 大分  
 徳田虎雄 鹿児島  
 (比例)  
 熊谷市雄 東北  
 田並胤明 北関東  
 後藤 斎 南関東  
 岩國哲人 東京  
 青山 丘 東海  
 久保哲司 近畿  
 西田 司 四国  
 春名なおき "  
 森田 一 "  
 嘉数知賢 九州  
 川内博史 "  
 重野安正 "  
 齊藤滋宣 "  
 阿部正俊 山形  
 岸 宏一 "  
 岩城光英 福島  
 太田豊秋 "  
 佐藤雄平 "  
 狩野 安 茨城  
 富樫練三 埼玉  
 小林 温 神奈川  
 畑野君枝 "  
 野上浩太郎 富山  
 岩本莊太 石川  
 山崎正昭 福井  
 吉田博美 長野  
 大野つや子 岐阜  
 榎葉賀津也 静岡  
 竹山 裕 "  
 山下善彦 "  
 木俣佳文 愛知

## 代理出席者

(衆議院議員)

(一三九名)

八田ひろ子 "  
 高橋千秋 三重  
 河本英典 滋賀  
 山下英利 "  
 西田吉宏 京都  
 大沢たつみ 兵庫  
 服部三男 奈良  
 鶴保庸介 和歌山  
 田村耕太郎 鳥取  
 加藤紀文 岡山  
 松岡満壽男 山口  
 高橋紀世子 徳島  
 山内俊夫 香川  
 野間 赳 愛媛  
 田村公平 高知  
 田浦 直長 崎  
 木村 仁 熊本  
 後藤博子 大分  
 小斉平敏文 宮崎  
 加治屋義人 鹿児島  
 森山 裕 鹿児島  
 荒木清寛 比例  
 有村治子 "  
 小泉顕雄 "  
 南野知恵子 "  
 林 紀子 "  
 森元恒雄 "  
 (小選挙区)  
 武部 勤 北海道  
 中川昭一 "  
 鳩山由紀夫 "  
 吉川貴盛 "  
 木村太郎 青森  
 津島雄二 "  
 小沢一郎 岩手  
 鈴木俊一 "  
 安住 淳 宮城  
 大石正光 "  
 三塚 博 "  
 野呂田芳成 秋田  
 村岡兼造 "  
 鹿野道彦 山形  
 佐藤剛男 福島  
 吉野正芳 "  
 大島章宏 茨城  
 梶山弘志 "  
 丹羽雄哉 "  
 葉梨信行 "  
 佐藤 勉 栃木  
 西川公也 "  
 茂木敏充 "  
 渡辺喜美 "  
 笹川 堯 群馬  
 谷津義男 "  
 大野松茂 埼玉  
 土屋品子 "  
 三ツ林隆志 "  
 森 英介 千葉  
 石川要三 東京  
 堀内光雄 山梨  
 近藤基彦 新潟  
 星野行男 "  
 長勢甚遠 富山  
 宮腰光寛 "  
 森 喜朗 石川  
 後藤茂之 長野  
 羽田 孜 "  
 宮下創平 "  
 村井 仁 "  
 金子一義 岐阜  
 棚橋泰文 "  
 古屋圭司 "  
 原田昇左 静岡  
 柳澤伯夫 "  
 浅野勝人 愛知  
 大木 浩 "  
 山本明彦 "  
 田村憲久 三重  
 藤波孝生 "  
 谷垣禎一 京都  
 大谷信盛 大阪  
 竹本直一 "  
 中山太郎 "  
 井上喜一 兵庫  
 谷 洋一 "  
 山口 壯 "  
 奥野誠亮 奈良  
 滝 実 "  
 森岡正宏 "  
 谷本龍哉 和歌山  
 二階俊博 "  
 相沢英之 鳥取  
 石破 茂 "  
 亀井久興 島根  
 竹下 亘 "  
 橋本龍太郎 岡山  
 平沼赳夫 "  
 村田吉隆 "  
 池田行彦 広島  
 岸田文雄 "  
 中川秀直 "  
 増原義剛 "  
 宮沢洋一 "  
 安倍晋三 山口  
 高村正彦 "  
 後藤田正純 徳島  
 大野功統 香川  
 平井卓也 "  
 山本公一 愛媛  
 福井 照 高知  
 山本有二 "  
 麻生太郎 福岡  
 太田誠一 "  
 自見庄三郎 "  
 原田義昭 "  
 山本幸三 "  
 今村雅弘 佐賀  
 坂井隆憲 "  
 保利耕輔 "





- |         |         |         |            |
|---------|---------|---------|------------|
| 久間章生長崎  | 木村隆秀東海  | 中島真人山梨  | 近藤剛        |
| 虎島和夫    | 倉田雅年    | 森ゆうこ新潟  | 清水達雄       |
| 園田博之熊本  | 都築讓     | 松村龍二福井  | 中島啓雄       |
| 野田毅     | 中井洽     | 北沢俊美長野  | 西岡武夫       |
| 江藤隆美宮崎  | 伴野豊     | 羽田雄一郎   | 橋本聖子       |
| 中山成彬    | 藤井孝男    | 佐藤泰介愛知  | 宮崎秀樹       |
| 持永和見    | 高市早苗近畿  | 鈴木政二    | 渡辺秀央       |
| 保岡興治鹿児島 | 藤木洋子    | 白浜一良大阪  | 〔祝電・メッセージ〕 |
| 山中貞則    | 佐藤公治中国  | 谷川秀善    | (農林水産大臣)   |
| 仲村正治沖縄  | 平林鴻三    | 宮本岳志    | 大島理森       |
| (比例)    | 宮澤喜一    | 辻泰弘兵庫   | (文部科学大臣)   |
| 荒井広幸東北  | 七条明四国   | 常田享詳鳥取  | 遠山敦子       |
| 石原健太郎   | 大原一三九州  | 青木幹雄島根  | (衆議院議員)    |
| 坂本剛二    | 西川京子    | 景山俊太郎   | 石井啓一       |
| 高橋嘉信    | 林田彪     | 亀井郁夫広島  | 植田むねのり     |
| 萩野浩基    | 松下忠洋    | 真鍋賢二香川  | 大島敦        |
| 松本善明    | 米沢隆     | 関谷勝嗣愛媛  | 鍵田節哉       |
| 御法川英文   | (参議院議員) | 森下博之高知  | 川端達夫       |
| 植竹繁雄北関東 |         | 松山政司福岡  | 小林興起       |
| 尾身幸次    | (四九名)   | 吉村剛太郎   | 後藤茂之       |
| 金子善次郎   |         | 岩永浩美佐賀  | 近藤昭一       |
| 小泉俊明    | 中川義雄北海道 | 松谷蒼一郎長崎 | 齋藤淳        |
| 中山利生    | 田名部匡省青森 | 三浦一水熊本  | 実川幸夫       |
| 蓮実進     | 山崎力     | 上杉光弘宮崎  | 白保台一       |
| 森山眞弓    | 椎名素夫岩手  | 西銘順志郎沖縄 | 中村正三郎      |
| 矢島恒夫    | 愛知治郎宮城  | 入澤肇比例   | 鳩山邦夫       |
| 櫻田義孝南関東 | 市川一朗    | 魚住汎英    | 山元勉        |
| 志位和夫    | 和田ひろ子福島 | 尾辻秀久    | (参議院議員)    |
| 奥田建北信越  | 中曽根弘文群馬 | 小野清子    | 椎名素夫       |
| 木島日出夫   | 山本一太    | 大仁田厚    | 高橋千秋       |
| 桑原豊     | 佐藤泰三埼玉  | 久世公堯    | 山下栄一       |
|         | 椎名一保千葉  |         |            |



経済農林部会長 長野県小布施町長  
唐沢彦三



財政部会長 千葉県富浦町長  
遠藤 一郎



行政部会長 沖縄県嘉手納町長  
宮城 篤実

決議朗読

## 決 議

- 1、町村が自主的、自立的な施策を展開できる地方分権の推進と、それに相応しい町村税財政基盤の確立を期する
  - 1、固定資産税の安定的確保と現行水準の堅持を期する
  - 1、介護保険制度の円滑な実施と少子高齢化社会に即応した保健福祉施策の推進を期する
  - 1、医療保険制度の一本化を期する
  - 1、農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設を期する
  - 1、食料自給率の向上と食の安全・安心の確保を期する
  - 1、遅れている地方道整備のため道路特定財源の確保を期する
  - 1、IT時代に相応しい情報化施策の推進を期する
  - 1、北朝鮮による拉致事件の早期解決を期する
  - 1、北方領土の早期返還と竹島の領土権の確立を期する

以上、決議する。







## 緊急重点決議

今、町村は、存亡の危機に直面している。

市町村合併が理念なき数値目標のもとに半ば強制的に進められ、全国の町村は、その対応を厳しく迫られている。

町村は、歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件等がそれぞれ異なっている。

合併は地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事項であり、あくまでも関係町村の自主的な判断を尊重することが、何よりも重要である。

また、関係各方面において、一定規模の人口に満たない市町村を「小規模市町村」と位置づけ、その権限を制限・縮小し、将来的には町村をなくすといった町村の存立基盤そのものを揺るがす内容が論議される等憂慮すべき状況にある。

このような論議は、町村が人口小なりとはいえ、現に住民生活にかかわる幅広い分野で様々な公共サービスを提供し、国土保全等に重要な役割を果たしている実態を認識しておらず、いわば町村を無視したもので、到底容認できるものではない。

町村財政は、景気低迷による税収減や累次の経済対策に伴う諸事業の実施等により、多額の借入金残高を抱え、まさに危機的な事態に立ち至っている。

このような中、地方分権に相応しい町村財政を確立するため、税源移譲等の実現により地方税財源の拡充強化をはかる必要がある。

また、町村の財政運営に極めて重要な役割を果たしている地方交付税について、その抜本的な見直し等が議論されている。地方交付税は、地方固有の財源であり、税源の偏在による財政力格差の是正や一定の行政水準の確保をはかるために不可欠なものである。

### 緊急重点決議朗読



全国町村会副会長 広島県高宮町長  
児玉 更太郎

よって、我々町村が将来にわたって、一定水準の必要不可欠な公共サービスを提供できる自治体として、その役割を果たせるよう、下記事項について国に強く要請する。

### 記

- 1、市町村合併は自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- 2、人口が一定規模に満たない市町村を、「小規模市町村」と位置づけ、その権限を制限・縮小することは、絶対に行わないこと。
- 3、税源移譲等により、町村税財源の充実確保をはかること。

- 4、国庫補助負担金の廃止・縮減を先行実施するなど、単なる地方への負担転嫁は絶対に行わないこと。
- 4、地方交付税のもつ財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持するとともに、必要な総額を確保すること。

以上決議する。

# 宣 言

我が国は、長期化する経済の停滞、財政赤字の増大、雇用環境の悪化など深刻で、先行きが見えない状況にある。

町村を取り巻く環境は人口の過疎化、少子高齢化の進行、地域経済の活力の低下といった問題に加え、自治の根幹を揺るがす市町村合併や将来的には町村をなくすといったいわば町村を無視するような議論等、極めて厳しい状況にさらされている。

なかでも合併問題は、あくまでも関係市町村の自主的な判断を尊重すべきであり、誰に強制されるべきものでもない。

全国2,542の町村は、これまでも食料の供給、水資源の涵養、自然環境の保全や労働力の供給など極めて重要な国家的役割を果たすとともに、地域の振興と住民福祉の向上のため心血を注ぎ、我が国繁栄の基礎を築いてきた。

将来に亘り、国民一人ひとりが真の豊かさと安らぎを実感するためには、日々の生活の拠点である地域社会が魅力にあふれ、活力に満ちたものでなければならない。その実現のためには、住民に最も身近な自治体である町村が多様化するニーズに的確に対応



全国町村会副会長 岐阜県垂井町長  
**田中 幸雄**

し、地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的、自立的に展開していくことが何よりも重要である。

我々町村長は、直面する様々な課題に対して積極果敢に取り組み、困難をのりこえ、地域に暮らす住民が幸せを享受できる社会の実現に全力を尽くすことをここに誓う。

以上宣言する。





大会司会者  
 左から丸山愛媛県会長 双海町長、水谷兵庫県会長  
 (山東町長、針ヶ谷群馬県会長、板倉町長)。



大会議長団  
 左から北林秋田県会長 上小阿仁村長、西平石川県会長 長田鶴浜町長、青木東京都会長 日の出町長、岩谷島根県会長 旭町長、佐藤徳島県会長 穴吹町長)。



閉会のあいさつ  
 閉会のあいさつを述べる齋藤副会長、茨城県関城町長)。



# 全国町村長大会要望

## 一、地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、住民が誇りと将来の展望を持てる個性と活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって、国は地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

- 一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な財政措置を的確に講じること。
- 二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、移譲の推進をはかられたい。

三、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

## 二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主

的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

- 一、地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。
- 二、地方交付税制度の充実強化

(1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。

特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

(2) 税源偏在という現実を踏まえ、地方交付税のもつ財政調整機能及び財源保障機能を絶対堅持すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

(3) 留保財源率の見直しについては、課税客体に乏しくかつ人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(4) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(5) 町村の公債費負担が増高している

ことに鑑み、元利償還金に対する地方交付税算入率の引き上げ及び対象事業の拡大をはかること。

三、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業及び地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

### 四、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を實質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を助案し、地方税とすること。

(2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかれるよう措置すること。

(3) 個人住民税の均等割については、過大な負担とならないように配慮しつつ、税率を引き上げること。

また、人口段階別の税率区分を見直すこと。

なお、生計同一の妻に対する非課税措置について、見直しをはかること。

(4) 個人住民税の株式譲渡益課税については、申告分離課税への一本化を既定方針どおりに実施すること。

(5) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成十五年度の評

価替えに伴う税負担の調整措置については、その安定的確保がはかられるよう、特段の配慮を行うこと。

(6) 地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

なお、法人事業税への外形標準課税の導入について、都道府県財政の安定化は町村財政にとっても極めて重要であるので、その導入をはかること。

(7) 道路特定財源については、遅れている町村道の整備を促進するため、所要財源の確保をはかること。

(8) ゴルフ場利用税は、その十分の七が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の存続、確保をはかること。

(9) 特別土地保有税は、土地の有効利用の促進をはかるとともに、土地の投機的取得を抑制することを目的とした税であり、町村の土地政策にも適合した税制となっているため、本税の堅持をはかること。

(10) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(11) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税のあり方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(12) 入湯税の税率を引き上げること。

(13) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(14) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

五、地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、町村が公営企業の経営を行う上で長期低利の資金が不可欠であるので、これに必要な資金の調達・供給を行う機関である公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

六、第三セクター等の経営の状況に鑑み、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

七、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村及び人口急増町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じよう、特に配慮すること。

### 三、国・地方間の財政秩序の確立

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化及び国庫補助負担金の整理合理化等を積極的に推進する必要がある。

よって、国は次の措置を実現されたこと。

一、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

二、国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

なお、国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単に地方への負担転嫁をもちたらずようなことは絶対に行わないこと。

また、必要とされる事務事業である限り、一般財源化等を行うなど、明確な代替措置を講じること。

三、国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消及び補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与

の改革を一層推進すること。

四、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金を拡充すること。

### 四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフの凍結解除（定期性預金は本年四月から凍結解除）については、実施時期を、平成十五年四月から平成十七年四月まで二年間延期すること等を内容とする「預金保険法の一部改正案」が今臨時国会に提出されているが、それぞれの地方公共団体においては、公金預金の保護方策について苦慮しているところである。預入先の金融機関が破綻し公金預金が喪失した場合に、地方公共団体の行政執行に重大な支障と、住民生活に多大な影響を与えることになる。仮に、それを防止するため公金預金の移し替えや分散を行った場合には、地域経済に不安や悪影響を及ぼすことも懸念される。

よって、国におかれては、収納代理金融機関における公金の収納金を含む、地方公共団体の取り扱う公金預金について、引き続きその保護のための必要な措置を講じること。

また、金融機関の破綻により金融システムの安定性が損なわれることがないよう的確な検査・監督を通じて金融機関の健全性を確保しつつ、経営安定化策を強力に推進するとともに、地方公共団体の公金預金の公益性に鑑み、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報開示の徹底や、地方公共団体に対する情報提供及び相談窓口の設置等に

ついて配慮されたい。

### 五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

我が国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（ＩＴ基本法）制定以来、ＩＴを中核として日本経済の活性化をはかり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現することを目標に各種の施策が進められている。

住民生活に直結する町村としても、行政サービスの電子化は重要な課題であり、国は町村の取り組みに対して、次の事項を積極的に実現されたい。

一、「総合行政ネットワーク」や「申請・届出等手続のオンライン化」にかかる基盤整備及びその運営経費について、積極的な支援措置を講じること。

また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないよう、国が整合性のある方針を早急に示すこと。

二、情報通信技術を有効に活用するため、ＩＴサポート事業等、専門家の養成や自治体、地域、学校教育等の場において担い手となる人材の育成及び情報システムの開発支援（共同開発を含む）など、情報リテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進すること。

三、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設及びＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進すること。

また、民放テレビ放送難視聴の解消をはかるとともに、地上放送のデジタル化に対応するために行う設備整備等に対する支援制度を創設すること。



四、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム(GIS)の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

五、採算性等の問題から民間事業者による光ファイバー網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、積極的な財政措置を講じること。

### 六、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の七二%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることに配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

い。  
一、「二一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、これまでに取りまとめられた「戦略推進指針」及び「二一世紀の国土計画のあり方」を実施していくとともに、これらを踏まえて調査審議が進

められる「国土計画の新たな課題」及び「新たな国土計画制度」の検討にあたっては、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向を充分に反映すること。

また、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立って人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲及び財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

四、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

五、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。  
六、高規格幹線道路及び空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

七、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

八、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

九、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、港湾整備事業について、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることに鑑み、所要の事業量を確保すること。

十、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、海岸整備事業について、所要の事業量を確保すること。

一一、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

### 七、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとって重要な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計

画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

#### 一、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 新たな廃棄物処理施設整備計画の策定にあたっては、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設及び焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

特に、廃棄物処理施設の整備については、所要予算額を確保するとともに、補助制度の拡充など財政措置の充実をはかること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制の確立をはかること。

また、不法投棄防止のための対策の充実をはかること。

(3) 廃棄物処理施設の解体、補修工事及び定期的な保守点検等に対する財政措置を講じること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化をはかるため、環境保全を基本理念とした国民に対する教育を確立すること。

#### 二、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造事業者が製品のライフサイクル性の上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導を行うこと。



(2) 低コストのリサイクル技術の開発  
リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備及び収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取り組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の本格施行に伴い増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しい対応を行うこと。  
なお、製造業者等が設置する指定引取場所を増設されたい。

(5) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」(自動車リサイクル法)の施行にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の新たな財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、家庭用パソコンのリサイクルシステムの検討にあたっては、リサイクル料金の販売時負担を確立すること。

三、ダイオキシンの対策強化  
(1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。

特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。

(3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格及び安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

### 八、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたこと。  
一、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

また、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源かん養等の公益的な機能の重要性に鑑み、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。

三、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

四、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取り組みを支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

五、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策及び農林漁業振興対策を強力に推進すること。

六、地域産業創造対策及び新地域経済基盤強化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

七、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業及び在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

八、総合保養地域整備法によるリゾート地域の整備にあたっては、自然や生態系に充分配慮しつつ、町村の活性化をはかる見地に立って、総合的かつ機動的に推進すること。  
九、人口が急増する町村は、小・中学

校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

### 九、少子化対策の推進

我が国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり、子ども自身が健やかに育っている社会等の強力な推進が求められている。

よって、国は子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

### 一〇、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等に伴い、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実及び障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたこと。  
一、児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実  
ア、「新エンゼルプラン」の着実な推進をはかること。  
イ、保育所運営費の基準の改善をは

かるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化及び施設の共用化を推進すること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

二、障害者保健福祉対策の推進

(1) 新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」を策定すること。

(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設等にかかる支援費については、地域性や人材の確保に配慮した基準を設定すること。

(4) 町村に移管された精神保健福祉業務については、職員の専門性及び精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。

(5) 障害者スポーツの振興をはかること。

三、社会福祉協議会等の充実

(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生（児童）委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

一一、義務教育施設等の整備促進

我が国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特

色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。

二、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、総合的な学習の時間の実施にあたり、地域や学校が創意工夫を生かした特色ある教育を展開できるように所要の財政措置を講じること。

一二、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校並びに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

二、学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を

一層推進すること。

三、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

一三、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるよう、それぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

一四、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、「ゴールドプラン二」の着実な推進をはかること。

二、養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。

三、在宅福祉施策及び老人福祉施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。

特に、小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

四、高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

五、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

一五、介護保険制度の円滑な実施

町村は介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。

制度も三年目を迎え、町村は第二期介護保険事業計画の策定等に取り組んでおり、高齢化社会に対応した制度を構築するために町村の意見を十分尊重しつつ、今なお山積している課題の解決に向けて取り組む必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、保険者について

(1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう制度化すること。

(2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について

(1) 国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する保険料については特別の措置を講じること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 保険料六段階制の周知をはかること。

(3) 第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲(遺族年金、障害年金等)を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について

(1) 平成十二年度から平成十四年度までの介護保険料については、制度発足前の予測により算定している状況に鑑み、予見可能なやむを得ない事情により赤字を計上した市町村に対しては、特別の財政補填制度を創設すること。

(2) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(3) 財政安定化基金にかかる財源は国

及び都道府県の負担とするとともに、貸付金の償還期間を延長すること。

(4) 「広域化等保険者支援事業費」については、所要額を確保すること。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修及び訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬及び調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については要介護認定期間を現行の原則六ヶ月から原則一年に延長すること。

(5) 主治医の意見書についてはコンピュータによる迅速化をはかるため、特記事項等を様式化すること。

五、介護報酬等について

(1) 次期介護報酬の改定に際しては施設を中心に介護報酬を引き下げること。

(2) 訪問介護の給付については身体介護、家事援助及び両者の複合型の三類型設定されているが、給付上区分けが困難を極めている現状に鑑み、一本化するなど介護報酬について見直しをはかること。

(3) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(4) 介護支援専門員については要支援

者及び要介護者からの相談等に応じるとともに、その心身の状況に対応した居宅又は施設サービスを適切に利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整など、本来の業務を遂行できるよう介護報酬を引き上げること。

(5) おむつ代については従来同様に介護報酬に含めること。

(6) 特別養護老人ホーム(新型特別養護老人ホーム)のホテルコストの徴収については、低所得者に十分な配慮を講じること。

(7) 住宅改修理由書作成について介護報酬を設定すること。

(8) 福祉用具貸与の対象品目についても、利用者が希望する場合は購入可能とする。

(9) 介護療養型医療施設の看護六：一、介護三：一の人員配置の報酬は、平成十五年三月三十一日の経過期限後は廃止すること。

(10) 介護報酬の特別地域加算にかかる影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。

六、利用者負担について

国及び都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する利用者負担については特別の措置を講じること。

七、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護にかかる基準について、時間規制の二分の一

要件は削除すること。

八、サービス提供事業者等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

九、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、(療養型病床群)全て医療保険の適用とすること。

また、当面、介護保険制度に対応するとしても、介護療養型医療施設の新規指定にあたっては町村の意見を踏まえて行うとともに、転換型介護老人保健施設で対応すること。

なお、療養型医療施設の診療報酬引き下げに対応して、介護報酬も早期に引き下げること。

(3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

(4) サービス事業者の指定については地元町村と十分協議し、同意を得た上で指定を行うこと。

(5) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

一〇、事務費について

事務費については、要介護認定等に



要する費用の二分の一を補填するよう  
制度化すること。

また、制度化されるまでの間、従来  
の事務費交付金の必要額を全額確保す  
ること。

一、居宅介護サービス計画のチェッ  
ク等、町村が給付の適正化のために行  
う取り組みが促進されるよう、国は支  
援すること。

二、その他

(1) 養護老人ホーム及びグループホー  
ム、特定施設等の施設入所者に対し  
て、住所地特例を適用すること。

(2) 介護保険制度に関する国民の理解  
と協力を得るため、的確な広報を行う  
こと。

(3) 高齢者が可能な限り自立可能とな  
るよう、介護予防・地域支え合い事業  
等の推進をはかること。

### 一六、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増  
加等による疾病構造の変化、保健サー  
ビスに対する地域住民のニーズの高度  
化や多様化等に対処するため、総合的  
な地域保健医療対策を推進することが  
必要である。

よって、国は次の事項を実現され  
たい。

一、地域保健の充実

(1) 母子保健事業が円滑に実施できる  
よう財政措置を充実すること。

(2) 予防接種が集団接種から個別接種  
になったことに伴うワクチン代の高騰  
に対処し、予防接種事業にかかる財政  
措置を充実すること。

また、高齢者のインフルエンザ予防

接種にかかる公費負担については十分  
な財政措置を講ずること。

(3) 保健師、助産師、栄養士等の養成、  
確保をはかるとともに、地域の実情に  
応じて配置できるよう財政措置を充実  
すること。

(4) 市町村保健センターの運営及び施  
設整備にかかる財政措置を充実するこ  
と。

二、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をはか  
るとともに、経営健全化対策及び施  
設・設備整備にかかる財政措置を充実  
すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかると  
ともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営  
移譲等については、地域の医療に支障  
をきたさないよう地元町村と十分協議  
すること。

三、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第九次へき地保健医療計画」の着  
実な推進をはかること。

(2) へき地診療所等の運営、医師及び  
看護師等の養成、確保並びに施設整備  
等にかかる財政措置を充実するととも  
に、医師標欠にかかる診療報酬の減額  
措置について緩和措置を講ずること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推  
進するとともに、救急医療情報セン  
ターにかかる財政措置を充実するこ  
と。

### 一七、医療保険制度の一本化の 実現等

一、医療保険制度の一本化の実現につ  
いて

市町村保険者は国民健康保険事業の  
健全な運営のため、日夜懸命の努力を  
傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により  
年々保険料(税)が高額化し、これ以  
上の保険料(税)の引き上げ及び一般  
会計からの繰り入れについては、もは  
や限界に達している。

そのような中、昨年十一月に政府・  
与党社会保険改革協議会が公表した  
「医療制度改革大綱」に続いて、本年九  
月には坂口厚生労働大臣私案が公表さ  
れ、今後の改革の道筋として、我々が  
従来から主張している「医療保険制度  
の一本化」が「制度の一元化(負担と  
給付の公平化)」として示されており、  
かなりの評価をしている。

しかしながら、今後の課題として、  
最終目標である「制度の一元化」の明  
確な時期や具体的な保険者の再編・統  
合及び都道府県単位を軸とした保険運  
営等が残されており、今年度中に策定  
される基本方針には、各種課題を明確  
にしつつ、上記課題を包含したものと  
されたい。

また、基本方針の策定にあたって  
は、市町村の意見を十分尊重すると  
ともに、財政基盤の強化等、国保財政改  
善のため、目標に沿った必要かつ十分  
な国庫負担による財政支援措置を講じ  
られたい。

二、合理的な医療費に関する方策

(1) 高齢者を中心として、長期療養者  
や慢性疾患に対する合理的な診療報酬  
包括支払方式を導入すること。

(2) かかりつけ医機能の強化促進によ  
り、不必要な重複受診を避けること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格の適正  
化をはかること。

(4) レセプト審査の適正化をはかると  
ともに、レセプト及びカルテの電子化  
を推進すること。

(5) 難病等の特殊な疾病については国  
の負担とすること。

(6) 低所得者対策については制度外で  
実施するなど十分に配慮すること。

(7) 生活習慣病対策の推進をはかると  
ともに、市町村保健事業を支援するこ  
と。

### 一八、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は過疎化・高齢  
化の進展による担い手の減少、耕作放  
棄地の増加また、国際化の一層の進展  
等大変厳しい状況にある。

また、BSE(牛海綿状脳症)の発  
生や食品の虚偽表示が行われたことに  
より、食品に対する消費者の信頼は著  
しく低下している。

このような状況において、食品の安  
全と安心を確保する体制を早急に確立  
するとともに、「食料・農業・農村基  
本法」及びそれを具体化する「食料・  
農業・農村基本計画」を着実に実施し、  
安定した足腰の強い農業及び山村を  
構築する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現され  
たい。

一、食の安全と安心の確保と食料自給  
率目標の達成

(1) 食の安全と安心の確保

消費者保護を第一に、食に対する安  
全と安心を確保する観点から、関連す  
る法制度の抜本的な見直しを行うこと

もに、新たな食品安全行政組織の構築をはかること。

また、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリテイシステム(生産加工履歴情報を把握できる仕組み)を導入し、これを実効あるものとするため、JAS規格などの法制化をはかること。

食品表示については、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

(2) 食料自給率目標の達成

「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率目標を確実に達成するため、国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに、食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

また、地産地消の推進に向けた地域の取り組みに対してハード、ソフト両面にわたる支援を強化すること。

二、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 水田を中心とした土地利用型農業の推進と米生産調整政策の見直し

米の需要に見合った生産及び麦・大豆・飼料作物等の本格的定着・拡大をはかる水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進にあたっては、地域の実情に即した取り組みを推進するとともに、米穀の需給均衡と価格の安定を早急にはかること。

また、米生産調整政策の見直しにあたっては、生産調整に対する国の責任や役割を明確にするとともに、水田農業の確立と地域の実態に十分配慮し、

生産者団体の主体的取り組みの強化と制度の簡素化をはかること。

特に、新たな制度の実施にあたっては、市町村や農業団体等との合意のもとに進めるとともに、目標の配分、確認、助成金の交付等にかかる事務について町村の負担が過重にならないよう簡素化すること。

(2) 農業生産の総合的な振興

耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかる観点から再編、統合された「生産振興総合対策事業」を着実に推進すること。

特に、自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興をはかるため排水対策等圃場の改良整備を推進するとともに、各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため産地の実態にあつた野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。

なお、生産資材費の軽減をはかるため農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) BSE(牛海綿状脳症)対策等の推進

我が国で初めて発生したBSEについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、畜産農家等の経営安定対策、肉骨粉や特定危険部位等の処理、BSEに関する知識の普及、国産牛肉の消費拡大等の諸対策を強力に講じること。また、これら対策の地方負担にかかる財源対策を拡充強化すること。

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝

染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 野菜対策の強化

輸入急増によりセーフガード(緊急輸入制限措置)の暫定発動に至つた野菜等については、生産の効率化・高付加価値化、流通システムの改革、価格安定制度の拡充等により、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制の確立をはかること。

(5) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念される中、米を中心とした日本型食生活の再構築をめざすとともに、農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかること。

また、日本の食文化を守り育ていくため米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の確保をはかること。

三、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉にあたっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現をはかること。

また、関税化に移行した米については、稲作農家の経営に影響のないよう現行の関税水準の維持、ミニマム・アクセス米の見直しに努めるとともに、諸外国への援助用に積極的に活用すること。

なお、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード(緊急輸入制限措置)を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地

四、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保  
新規就農者を広く内外から確保するため、就農情報の提供体制の整備、技術・経営研修の充実、新規就農に対する必要な援助等総合的な支援対策を講じること。

また、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度PR、加入促進につとめるとともに、制度の充実強化をはかること。

さらに、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

国内の農業生産の増大に資するため、水田汎用化、畑地かんがい等重点をおいた農業基盤整備の推進及び土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかること。また、受益者負担のない場合は土地改良法に基づく同意を要しないよう法手続きを簡素化するとともに、地域の実情に応じた小規模な土地改良事業が実施できるよう措置すること。

また、土地改良事業にかかる施設及び広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(3) 経営構造対策の推進と担い手への



農地の利用集積の促進

地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するため、経営構造対策を拡充すること。

また、認定農業者等担い手への農地利用集積対策及び法人経営の育成対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保と土地利用調整の強化

「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制にかかる権限については町村長に委譲すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化

耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立つて以下の措置を講じること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充。

イ、不在地主の農林地や耕作放棄地について、町村や農協等が買取り又は借り受けを行い、意欲ある担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設。

ウ、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実

米・麦・野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に農業

経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策及び経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。

(7) 農業関係団体の見直し

最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会、農業共済組合など関係団体・組織のあり方を見直すこと。

五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進

若者の定住をはかるため、農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかるとともに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興

中山間地域等の一層の振興をはかるため、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。

また、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進のため交付金単価を確保するとともに、地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等にかかわる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(3) 農山村と都市との交流の推進

農山村地域の活性化や都市と農山村の共生をはかるグリーンツーリズムの

一層の推進をはかること。

(4) 地方財政措置の拡充

地域の自主性・創意工夫を活かすつ、地域の活性化をはかるため、「農山村関連施策」及び「国土保全対策」を拡充すること。

なお、平成十四年度をもって終了予定の「ふるさと農道緊急整備事業」については、農村地域の定住環境改善のため、継続実施すること。

六、地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品産業振興対策の充実

ア、多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ、農村地域に立地している農林水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の効率化と安全性の確保

ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

イ、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、食品等の表示の一層の充実強化をはかること。

特に、不当表示が発生しないよう監視体制を強化するとともに、食品表示関係の法律がJAS法以外にも複数にまたがっていることから、表示制度を一元化し、消費者にわかりやすい制度に再構築すること。

七、農業技術の開発と普及等

生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

八、農業税制の改正

(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（仮称）に基づき農業経営改善計画を実施する認定農業者の農業用機械等の割増償却制度の適用期間を五年に拡大すること。（所得税、法人税）

(2) 平成十四年度水田農業経営確立助成補助金等についての特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）を創設すること。（所得税、法人税）

(3) 畜産農家が畜産排せつ物処理・保管用施設を取得した場合の特別償却制度の適用期限を延長すること。（所得税、法人税）

一九、森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間七〇兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や地球温暖化防止のため京都議定書で定められた二酸化炭素排出量削減の目標



達成には、「森林・林業基本法」及びそれを具体化した「森林・林業基本計画」に基づき、森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 新たな「森林・林業基本法」に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策の総合的・計画的な推進をはかること。

(2) 国民生活において欠くことのできない森林の多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する新たな税財源の確保等、国民的支援の仕組みを構築すること。

二、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立・違法伐採を抑制するルールづくりを努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード（緊急輸入制限措置）の発動を迅速に行うこと。

三、地域における適切な森林管理対策

の拡充と森林基盤整備の推進  
(1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、要員の確保を含め町村への財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に即した土地利用の調整をはかるため、保安林の指定、解除にかかる町村長の権限を強化すること。

(2) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用等を一層促進するため、「森林・山村対策」、「国土保全対策」を強化すること。

なお、平成十四年度をもって終了予定の「ふるさと林道緊急整備事業」については、山村地域の定住環境改善のため、継続実施すること。

(3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林業行政費」を新設すること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 「緊急間伐五力年対策」を着実に実施し、森林の機能充実をはかるとともに、間伐材の利用を促進すること。

(5) 野生鳥獣と人間との共生を基本とした鳥獣被害防除対策を確立するとともに、松くい虫等の森林病虫害防除制度を強化すること。

また、被害未発生地域に対する予防対策を講ずること。

(6) 森林法に基づき重視すべき機能に応じて区分された「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに適切な森林整備を促進するため、造林・林道・治山事業の拡充強化をはかるとともに、里山等の竹林化

防止対策を強化すること。

また、大規模林業開闢林道事業の計画的な推進をはかること。

(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

なお、森林管理道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、森林管理道に準ずる助成措置を講ずるとともに、災害復旧にかかる補助制度を新設すること。

(8) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。

(9) 相続による森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、採算性の低下等により放置森林の拡大が懸念されるため、森林管理を安定的・効率的に実施・経営を行える者への集約化及び町村、第三セクター、森林組合等による公的な関与・管理を推進すること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあつては、所得税の減免措置を講ずること。

(10) 林地への廃家電製品や産業廃棄物等の不法投棄問題に対処するため、森林法の罰則規定や監視体制の強化を含め早急に対策を講ずること。

四、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成、及び森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の

整備、研修制度等の充実をはかること。

また、緊急地域雇用創出特別交付金を活用した森林環境保全等の雇用創出事業（いわゆる「緑の雇用対策」）については、安定的な雇用を確保するため、現在六ヶ月未満に限定されている雇用期間の大幅な延長をはかるなど実施要件を緩和するとともに、恒久的な事業制度化をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配と同様損金算入を認めること。

(3) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を推進すること。

(4) しいたけ等特用林産物の国際競争力を高めるため、高品質しいたけの生産や生産・流通コストの削減に向けた支援対策を推進すること。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

五、木材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。

また、国産材材価格の安定をはか

るための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスイネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

また、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置の拡充、木材利用に関する情報提供・PR活動等により木造住宅の需要拡大を推進すること。

(3) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の施行に伴い、より良質で安定した木材製品の供給が求められているため、木材の乾燥の促進等に対する支援を一層強化すること。

また、集材材等の高次加工技術の研究開発について、国産材利用を促進する観点から早急に取り組むこと。

六、中山間地域対策の推進

(1) 森林の有する多面的機能の発揮をはかる観点から、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度の円滑な推進をはかること。

なお、協定の締結、実施状況の確認等にかかわる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとって、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

七、国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要

員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。

また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

八、林業税制の改正

(1) 林業経営における円滑な事業継承をはかるため、林業施業の長期性を踏まえた立木に関する課税の特例等、林業用資産にかかる相続税負担を軽減すること。(相続税)

(2) 山林所得にかかる森林計画特例控除制度の適用期限を延長すること。(所得税)

(3) 植林費の損金算入措置の適用期限を延長すること。(法人税)

二〇、水産業対策の充実

我が国の水産業及び漁村をめぐる環境は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、新たに策定された「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、水産基本計画に基づく具体的施策の早期実施

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づ

き策定された「水産基本計画」に従い、具体的施策を早期かつ強力に実施すること。

二、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

また、引き続き魚食の普及に努めること。

(2) 地域水産物の特色を活かしたブランド化のための総合的対策を推進すること。

(3) 産地市場の統合を促進し、その機能を強化することにより、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生強化と水産加工業の体質強化をはかること。

(4) 平成十四年度末で期限切れとなる「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」を延長すること。

(5) 水産物の需要と価格の安定化をはかるため、引き続き漁獲物の調整保管事業を実施すること。

三、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを前提とする貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

また、輸入の増大によって我が国の漁業者等の経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード(緊急輸入制限措置)を発動すること。

四、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、漁業信用保証保険制度を拡充し、漁業経営の維持に必要な資金の融通の円滑化をはかること。

(2) 意欲ある漁業者の経営基盤の強化を支援するとともに、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進すること。

(3) 漁業の経営基盤を充実・強化するため、平成十四年度末に期限が到来する「漁業協同組合合併促進法」を延長すること。

また、合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を総合的に推進すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の一層の安定に資するよう、制度の充実・強化と加入の促進等に努めること。

五、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復と持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁場の推進等に努めること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策措置を講じること。



(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が目立っているが、我が国の水産資源及び漁業者が悪影響を及ぼすことのないよう暫定水域全域における資源管理体制を早期に確立するとともに、取締体制を強化して協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

六、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めること。

また、養殖漁場環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかること。

また、ブラックバスなどの外来魚に関する施策を講じるとともに、地域の実態に即した魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。  
七、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 漁村の活性化をはかるため、漁村の生活環境、都市との交流、生産・流通体制等、魅力ある漁村づくりのための基盤施設の整備を一層推進すること。

(2) 新たに策定された「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・計画的に推進すること。

(3) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など地域のニーズに対応した海岸事業の推進をはかること。

(4) 平成十四年度で終了する「第六次海岸事業七箇年計画」に続き、平成十五年度から新たな海岸事業長期計画を策定し、国土の保全と海岸環境の整備等を推進すること。

八、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システム及び赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の魚介類への影響調査等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援するとともに、外国等からの漂着物の処理に対する助成措置を講じること。

(4) 平成一二年漁期に発生した有明海におけるノリ養殖の大規模な不作については、その原因究明のための調査を引き続き実施するとともに、有明海及び八代海の再生をはかるため、当該海域の環境の保全・改善及び水産資源の回復等の抜本的対策を、立法措置を含めて速やかに講じること。  
九、海外漁場の確保等

(1) 我が国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補完するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する等して、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

一〇、試験研究と技術開発の推進  
水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

一一、漁村地域に対する財政措置の拡充  
漁村は、沿岸、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかるとともに、地方財政措置を拡充すること。

一二、水産関係の税制改正  
(1) 特定の漁業協同組合の合併についての課税の特例措置を創設すること。  
(所得税、法人税等)

(2) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限を延長すること。  
(法人税)

(3) 漁業協同組合等の貸倒引当金の特別措置の適用期限を延長すること。  
(法人税)

二、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されるい。  
一、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等の拡充により地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業家支援をはかること。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第八次農村地域工業等導入基本方針の策定にあたっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとする。

また、我が国の産業構造の変化の見通しを踏まえ、対象事業の拡大をはかること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業における技術の継承、意匠の開発をはかるとともに、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

二、地元商工業対策の強化  
(1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT（情報通信技術）の的確な活用を通じて経営革新に取り組む中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件



の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度を拡充強化すること。

### 二二、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

#### 一、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

#### 二、排水処理施設の整備促進

(1) 国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、下水道事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(普及率 全国ベース 六二・五％、五人未満の市町村 二九・五％)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域生活排水処理事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

こと。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

三、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、都市公園事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

#### 四、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、住宅建設について、所要の事業量を確保するとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

五、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

### 二三、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

#### 一、道路網の整備促進

(1) 国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、所要額を堅持すること。

(道路実延長のうち、八四・四％を占める市町村道の改良率は五二・〇％、舗装率は一六・九％)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに、三％路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかること。

二、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

三、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、特定交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保すること。

四、里道の譲与に要する経費について十分な財政措置を講ずること。

### 二四、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

一、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、治水事業について、所要の事業量を確保す

るとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮すること。

二、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、海岸事業について、所要の事業量を確保すること。

三、水路の譲与に要する経費について十分な財政措置を講ずること。

### 二五、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

一、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策の総合調整をはかること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

二、特定土地地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

三、公共事業について、土地収用制度

上の事業認定をうけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得の円滑化をはかるため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得(限度額一、〇〇〇万円)は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

五、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、「農地法」第四条の転用の制限及び同五条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取り扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

六、「第五次国土調査事業十箇年計画」の計画的かつ着実な推進をはかるため、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

二六、災害対策の推進

近年の三宅島、有珠山の火山活動などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と、住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、ついでには、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現されたい。

一、大震災等災害対策の確立  
(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府

県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはかること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。  
(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとすること。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄及び炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実及び補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化や、省庁再編に伴う防災体制の再編成を踏まえて、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

(8) 「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業計画により実施さ

れる地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実、強化をはかること。

また、いわゆる「地震財特法」に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

二、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

三、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するために重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

五、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、急傾斜地崩壊対策事業について、所要の事業量を確保するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所を速やかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

六、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の取りまとめに際しては、海岸事業について、所要の事業量を確保すること。

また、治山治水事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び防災対策総合治山事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実  
(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプ

ター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」、及び「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害甲斐金の支給及び災害援護資金の貸し付けの限度額等の引き上げをはかること。

八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

九、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債及び地方交付税措置の充実をはかること。

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

二七、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはか

必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、消防施設・設備の整備

(1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島及び半島等の地域について消防施設を充実すること。

二、大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 緊急消防援助隊は、自らの地域を超える国家レベルで活動するものであり、国が責任をもって対応すること。

(3) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するため、ヘリコプターの計画的配置を推進すること。

(4) 防災行政無線網の整備を推進すること。

(5) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。

(6) 自然水利用用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

三、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

四、消防団の活性化  
(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

二八、戸籍制度等の抜本的な見直し

戸籍事務については近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者又はいずれか一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている。  
よって、国は次の事項を実現された

一、本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本的見直しを行うこと。

二、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、十分な財政措置を講ずること。

三、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用及び運営経費に対する必要な財政措置を講ずること。

また、個人情報の保護に万全を期するとともに、個人情報保護法案についても早期成立をはかること。

二九、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員及び臨時職員の活用が不可欠になっている。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用及び処遇のあり方について制度を確立すること。

平成15年度「水辺施設」募集要領

財団法人リバーフロント整備センターでは、平成15年度事業の一環として、次により水辺施設の募集を行っています。多数の応募をお待ちしています。

1. 趣旨

良好な水辺空間形成の一環として、選定された市町村に水辺施設を当センターが設置し、当該市町村へ寄贈します。

2. 応募要件

(1) 応募資格：市町村

(2) 応募対象水辺

河川等(小川を含む)の水際または周辺に水辺施設を整備することにより、水辺空間の快適性または豊かな自然環境が一層向上し、地域住民から期待されている水辺とします。

(3) 応募施設と選定数

・水辺施設

：「生物の生息環境」の向上に寄与する施設

～生物の多様性、環境教育の場を創出するピオトープ(生物の生息場所)等

：「アメニティ」の向上に寄与する施設

～水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや等

トイレは対象外

・選定数：4箇所程度

(4) 応募方法

連絡先(市町村名、担当部課名、担当者名、電話・Fax番号・E-mail等)を明記の上、FaxまたはE-mailにより応募様式を請求して下さい。請求があり次第、応募様式を送付します。

(5) 応募締切り  
平成15年1月31日(金)

3. 選定と発表

(1) 選定委員会と選定基準

学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会に諮り選定します。

選定に際しては、利用者の利便性、関連事業等の状況、施設用地の確保の状況、施設設置後の維持・管理計画等の観点の評価の基準にします。

(2) 選定発表

平成15年4月に選定結果を応募市町村に通知します。

4. 応募上の注意

(1) 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は設計・工事費込みで一カ所当たり上限450万円(税抜き)、「アメニティ」向上施設は一カ所当たり上限900万円(同)とします。

(2) 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定しています。

5. 応募および問い合わせ先

財団法人  
リバーフロント整備センター  
企画・広報部 今泉、高橋  
〒102-0075  
東京都千代田区三番町3番地8  
泉館三番町3F  
Tel : 03 (3265) 7121  
Fax : 03 (3265) 7456  
E-mail : takahasi@rfc.or.jp

水辺施設の例【平成14年度】



雄物川水系榎木内河川公園東屋  
(秋田県西木村)



と。

### 三〇、公職選挙制度の改善

一、区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引き続き所要の改善をはかること。

二、開票事務の迅速化・効率化と選挙人の便宜向上の観点から、国政選挙においても電子投票システムを導入するとともに、地方選挙に導入する場合には、十分な支援措置を講じること。

三、高齢や疾病等により、選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度の改善をはかること。

### 三一、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な不可欠な生活交通の確保、及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取り組みを行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することと、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

#### 一、生活交通バス路線の維持対策

(1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する

場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、補助対象範囲の拡充をはかること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

(2) 地域協議会における協議結果については、その取り扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。

二、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

三、第三セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかると助成措置を拡充すること。

#### 四、駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講じること。

### 三二、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかると総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、新エネルギーの開発・導入の推進  
エネルギーセキュリティの確保、

地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

二、原子力利用の安全対策の強化  
原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

#### 三、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー供給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・官・学の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。

#### 四、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本とした、エネルギーセキュリティの確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開

発対策の拡充・整備等を推進すること。

また、石油公団の廃止により、石油備蓄施設が国有化される場合には、これら施設等を国有資産等所在市町村交付金制度の対象とすること。

五、水力発電施設周辺地域交付金の充実  
クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と関連公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充するとともに、中小水力発電開発費補助金にかかる補助率を大幅に引き上げること。

### 三三、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかるため、「過疎地域自立促進特別措置法」等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなどにより、過疎地域の自立促進を推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

### 三四、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な

事態に直面している。

また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された  
一、産業振興、就業機会の創出と担手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保するため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(3) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用に促進すること。

二、生活環境基盤の整備

町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかること。特に、情報通信技術（ＩＴ）の進展

に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

三、山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対する公共投資の重点配分及び「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

なお、平成十四年度をもって終了予定の「ふるさと林道緊急整備事業」については、山村地域の定住環境改善のため、継続実施すること。

三、豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された  
一、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

二、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

三、国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）の取りまとめに際しては、道路整備関係について、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

四、雪害道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

M's Action.

# カエレル、ベクトル。

なによりがじゆうじざいにカエレルあたらしいセイメイホケン、でがゆー。なまえは「ザ・ベクトル」。カエレルから、ながーくつきあえる。カエレルから、はじまったあとでこうカエレルな。 「ザ・ベクトル」が、セイメイホケンのかんがえかたを、カエレル。のです。



カエレル生命保険「ザ・ベクトル」は、実は、みっついろい。

## 1 カエレル

ザ・ベクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容や保険料を「カエレル」。高い自在性をとがえた、変化の時代を生きるための保険です。

## 2 カエレル

ザ・ベクトルは、カエレル機能（1:自20日からの入院保障、がん介護の保障）、カエレル機能（すぐれた貯蓄機能）、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろ「カエレル」中心の保険です。

## 3 カエレル

ザ・ベクトルは、カエレル割引制度、カエレルM-VAセットプラン（平成14年4月から）、カエレルアフターサービスで1人1人をカエレル「Good Communication」等、「カエレル」がサービス満載の保険です。



生命保険をカエレル。三井生命の「ザ・ベクトル」  
<http://www.mitsubi-seimei.co.jp/>



と。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な除雪制度を確立すること。

五、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

六、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措置を講じること。

七、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

八、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

九、豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業について、着実に推進すること。

一〇、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

一一、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一二、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一三、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備等、諸施策を推進すること。

一四、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

### 三六、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど、国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、国土の均衡ある発展を実現するため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、全国二三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。

二、国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）の取りまとめに際しては、道路整備関係について、所要の事業量を確保するとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備をはかること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を拡充すること。

三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

五、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

六、半島地域における生活用水及び産業振興等に必要の水資源の確保をはかるための施策を講じること。

七、遅れが顕著な半島地域の下水道及び廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

八、高齢社会に対応した福祉、保健医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

九、半島地域の一体的振興をはかるため、連携・交流を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

一〇、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

一一、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一二、「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

### 三七、離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っているが、環海性、隔絶性、狭小性など地理的制約により、産業基盤及び生活環境の整備等が他の

地域に比較して低位な状況にあるので、国土の均衡ある発展をはかるためにも、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興をはかるなど、離島町村の活性化と住民生活の安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、離島振興事業費並びに過疎債、地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

二、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

三、離島航路の充実確保  
(1) 離島航路を充実、維持するとともに、財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路船近代化建造にかかわる財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

四、離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

五、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島航空路整備法」（仮称）の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

六、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。



七、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

八、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。

特に、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、財政支援措置を講じること。

九、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

一〇、医師の確保経費及び病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

一一、離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

### 三八、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現された

#### 一、税財源の充実・強化

(1) ゴルフ場利用税は、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源と

して、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の存続、確保をはかること。

(2) 入湯税の税率を引き上げること。

(3) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

#### 二、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するとともに、助成制度の拡充をはかること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、「新ウエルカムプラン二一」に基づく訪日観光倍増に向けた取り組みを行うにあたっては、特に地方における外国人の来訪促進施策を充実強化することにより、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。

また、海外に対して日本の観光魅力を情報発信するための観光宣伝事業を推進すること。

### 三九、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

#### 一、水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第九条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。  
(2) 水資源開発公団が所有するダムの

用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特別措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下

選ぶならUFJの

元金保証 ビッグ  
安全・確実

〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上上たてば、中途換金も可。

UFJ信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211



連携を推進すること。  
二、水資源開発の推進

(1)「ウォータープラン二」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2)ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるように、所要の制度を確立すること。

(3)水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。

(4)地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5)水源複層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

### 四〇、産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)に基づき、平成十三年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、激変緩和措置の確実な実施  
「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施にあたっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

- (1) 鉱害復旧及びばた山災害対策
- (2) 炭鉱離職者の雇用対策

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

二、地方交付税の特例措置の継続  
地方交付税の算定に際し、産炭地域の厳しい経済・財政状況を踏まえて、従来の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を講じること。

### 四一、非鉄金属鉱山地域対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいつく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術・インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

二、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。

三、鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

### 四二、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大

な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

二、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

三、人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

四、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

五、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

六、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法、並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

### 四三、北方領土の早期返還

齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

### 四四、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業並びに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

本誌二四一七号(平成十四年十一月四日発行)二頁掲載の「平成十五年度文部科学省予算概算要求重点施策」の解説記事リード文中、「約五億円を十八年度までに削減する」とあるのは、「約五千億円を十八年度までに削減する」の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。

## 活 動

## 地方六団体

## 地方税財源充実確保全国大会を開催

全国町村会など地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会は十一月二十一日、東京の全国都市会館において「地方税財源充実確保全国大会」を開催した。

同大会は、地方分権を一層推進し、自主・自立的な地方行政運営を確保するためには、税源移譲の早期実現により地方税源の拡充強化を図るとともに、地方公共団体の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する上から、地方交付税制度を堅持し、その所要総額を確保することが喫緊の課題であるため、国の予算編成及び税制改正が本格化するこの時期に地方税財源の充実確保と安定した地方行政運営の確立に向けて、地方の総意として強い決意を表明し、関係方面に対して強力に訴えることを目的に開催された。全国から知事、市町村長、議会議長等約五〇〇名が出席した。

大会でははじめに主催者を代表して土屋埼玉県知事の挨拶があり、総務大臣代理の若松総務副大臣、遠藤衆議院総務委員長、山崎参議院総務委員長から激励の挨拶の後、全国市長会の青木会長（東京都立川市長）が決意表明を行った。最後に全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）が「地方税財源充実確保に関する決議（案）」の朗読を行い、満場の拍手により採択された。

大会終了後、地方六団体の代表が、福田官房長官、片山総務大臣等と面談し、決議事項の実現を要請した。また、一般参加者においてもそれぞれ地元選出の国会議員に対し要請活動を行った。

決議文を朗読する山本会長



地方税財源充実確保に関する決議

地方財政は、これまでの景気低迷による大幅な税収減や累次の景気対策に伴い、巨額の財源不足と膨大な借入金残高を抱え、危機的な状況にある。

こつした中、先般、地方分権改革推進会議は、内閣総理大臣に対し、国庫補助負担金の廃止・縮減に関して意見を提出したところであるが、地方六団体が従前から要望してきた、税源移譲を含む税源配分の在り方の検討を同時に行う視点が取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、義務教育費国庫負担制度の見直しについては、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、税源移譲による財源措置も明確に示されておらず、到底受け容れることはできない。

政府においては、平成十五年度の

国の予算編成に当たって、予算編成上の都合等により、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきであり、税源移譲等による財源措置を同時に行うべきである。

我々地方公共団体としては、財政の健全化を図るため、白ら徹底した行政改革に積極的に取り組んでいるが、地方分権を一層推進し、自主・自立的な地方行政運営を確保するためには、税源移譲の早期実現により地方税源の拡充強化を図るとともに、地方公共団体の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する上から、地方交付税制度を堅持し、その所要総額を安定的に確保することが喫緊の課題である。

以上のことから、平成十五年度の予算編成・地方財政対策等に当たっては、地方税財源の充実確保を図り、安定した地方行政運営の確保に万全の措置を講じられることが必要である。よって、ここに全国の地方公共団体は総力を結集し、次の事項について、その実現を期するものである。

一 地方税財源については、地方における歳出規模と地方税収との乖離



活 動



を極力縮小する方向で、国から地方への税源移譲の早期実現により、地方税源の拡充強化を図ることも、国庫補助負担金の廃止・縮減を行うに当たっては、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方の見直しを三位一体で同時に行うこと。特に、負担対象経費の見直しを始め義務教育費国庫負担制度の見直しは、歳出削減不可能な重要な義務的経費に係るものであり、地方財政に与える影響は甚大である。国の予算編成上の都合等によって、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁となることから、断固反対であること。地方交付税については、国から地方への税源移譲が行われても、地方公

共団体間の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する必要があることから、財政調整機能及び財源保障機能を果たす地方交付税制度を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。  
一 法人事業税への外形標準課税の導入は、薄く広く公平に、受益に応じた負担を求めるものであり、地方分権を支える基幹税の安定化とひいては経済の活性化を図るため、中小法人の税負担に配慮しつつ、平成十五年の税制改正において導入を図ること。  
一 固定資産税については、市町村の基幹税目であることから、負担水準の上限である七〇％を堅持するとともに、その安定的確保を図ること。また、不動産取得税、事業所税及び特別土地保有税は、地方公共団体の貴重な財源となっており、土地の流動化に向けての税制上の措置は既にとられており、現行制度を堅持すること。  
一 ゴルフ場利用税については、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等、地方公共団体の各種行政サービスをゴルフ場利用者が享受していること、また、同税がこれらサービスを提供する上において地方公共団体の貴重な財源となっていること等から、現行制度を堅持すること。

一 道路特定財源については、道路が果たす役割、整備が遅れている地方道の現況を踏まえ、地方における道路整備財源の充実を図る視点に立って検討し、現行税率を堅持する等必要な財源の充実確保を図ること。  
一 高速自動車国道の整備については、建設計画の決定の経緯等を踏まえるとともに、地域住民の早期完成への期待及び計画の見直しが地域に及ぼす影響等を考慮し、地方に新たな負担を求めることなく、国の責任において早期推進を図ること。  
一 地方公共団体が公共料金の抑制や財政負担の軽減を図りつつ社会資本整備を進める上で、民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。  
一 将来にわたり、給付と負担の公平を図り、安定した保険運営の下で国民医療を確保するため、医療保険制度の一本化を実現すること。また、当面、国保財政の健全化のため、国の責任と負担において十分な措置を講ずること。介護保険制度については、次期保険事業計画の改定作業が進められているところであり、一層の介護サービス基盤の整備と質の向上を図るとともに、制度の安定的運営を確保すること。以上、決議する。

市町村長特別セミナー

受講者募集中

市町村アカデミーでは、平成十五年一月九日(木)、十日(金)の二日間、「新年度の地方財政と日本経済」を重点テーマとして、左記のとおり市町村長特別セミナーを開講いたします。  
現在、定員に若干の余裕がありますので、受講をご希望の方は、十二月二十四日(火)までに当アカデミーに直接お申し込みください。また、下記にご案内申し上げます。  
なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

記  
一、日時 平成十五年一月九日(木)十二時三十分から  
" 十日(金)十二時三十分まで  
二、内容  
「一月九日(木)」  
「日本経済の展望」  
青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授 野口 悠紀雄氏  
「地方財政の展望」  
総務省自治財政局長 林 省吾氏  
「一月十日(金)」  
「現代中国論」  
神田外語大学助教授 興柏一郎氏  
「パーソナルアイデンティティの創造」  
サブネット株式会社代表取締役社長 唐沢理恵氏  
講演テーマ等については、変更する場合があります。

三、締切 十二月二十四日(火)  
申込書を受理しました後、決定通知と併せて必要な事項を連絡いたします。  
四、参加費 一〇,〇〇〇円  
(宿泊費、食費、図書資料費等を含む)  
申込及び問い合わせ先  
市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)研修部  
問合せ先・二二六一 〇〇二五  
千葉市美浜区浜田一丁目一番  
電話 〇四三 二七六 三二二六  
FAX 〇四三 二七六 五二五一  
研修の概要やカリキュラム等は、当アカデミーのホームページでもご覧いただけます。  
アドレスは <http://www.jamp.gr.jp> です。

## 活 動

緊急  
要望介護保険制度に係る臨時特例交付金  
固定資産税の安定的確保全 国  
町 村 会

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は十一月二十六日、理事会（都道府県町村会会長会議）を開催し、「平成十四年度補正予算における介護保険制度に係る臨時特例交付金の計上に関する緊急要望」及び「固定資産税の安定的確保に関する緊急要望」を決定した。

「平成十四年度補正予算における介護保険制度に係る臨時特例交付金の計上に関する緊急要望」は、平成十五年以降も安定的な介護保険制度を構築する観点から、平成十二年度から平成十四年度までの介護保険料について、予見不可能なやむを得ない事情により赤字を計上した市町村に対して、国の平成十四年度補正予算において臨時特例交付金制度を計上するなど特別の財政補填を行うことを求めたもの。

また、「固定資産税の安定的確保に関する緊急要望」は、来年度の固定資産税収が地価の下落等により大幅な減収になる見込みであること、また負担水準引き下げの議論が見られることなどから、現行負担水準の上限である七〇％を堅持し、固定資産税の安定的確保が図られるよう求めたもの。

同日、山本会長が自民党の麻生政務調査会長に面談し、両要望の実現方を要請した。  
両緊急要望の全文は次のとおり。

平成十四年度補正予算における介護保険制度に係る  
臨時特例交付金の計上に関する緊急要望

町村は介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護を提供するため、介護保険の運営に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、次期介護保険料の改定を控え、保険料が著しく高騰するなど、住民の負担能力の限界を超えた保険料となる市町村が出てくるのが予測されている。さらに、年金支給額が、史上初めて引き下げられることが確実とされるなど、高齢者の生活に与える影響は保険者としても看過できない状態となっている。

よって、平成十五年以降も安定的な制度を構築する観点から、平成十二年度から平成十四年度までの介護保険料については、制度発足前の予測により算定した経緯に鑑み、この間、予見不可能なやむを得ない事情により赤字を計上した市町村に対して、国は、平成十四年度補正予算において臨時特例交付金制度を計上するなど、特別の財政補填を行うこと。

## 固定資産税の安定的確保に関する緊急要望

固定資産税は、町村税収の約五二％を占める町村財政を支える基幹税目である。

平成十五年度の固定資産税収は、約四、二五〇億円と過去最大の大幅減となり、全ての市町村で減収となる見込みである。

現下の厳しい状況にある町村財政を踏まえ、現行負担水準の上限である七〇％を堅持し、固定資産税の安定的確保が図られるよう特段の配慮を願いたい。

# くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、  
喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は  
多くの皆様にご利用いただいております。  
静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。  
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による  
上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

- 町村主催の各種行事に
- 自治大学校などの交友会に
- 職員旅行・家族旅行に
- 小・中学校の東京での行事参加に

## やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

**土・日・祝日で宿泊は、  
通常料金より20%割引でご利用いただけます。**  
※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より	ツイン 18室 通常料金 16,000円より
<b>シングル 6,800円より</b>	<b>ツイン 12,800円より</b>



シングル

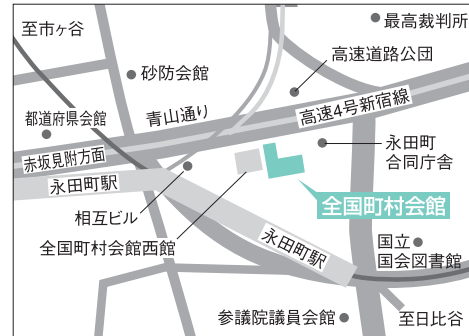
ご予約・お問い合わせは



## 都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。  
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



- 【交通案内】**
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
  - 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
  - タクシー 東京駅から約20分

- 東京観光地へのアクセスガイド**
- 東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
  - 浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
  - 東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
  - 東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
  - 東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

**市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。**